

## 「畜産事業者向け再生産費用補償保険」の販売開始

損害保険ジャパン日本興亜株式会社（社長：二宮 雅也、以下「損保ジャパン日本興亜」）は、畜産事業者が飼養している家畜が伝染病や自然災害などにより死亡、廃用または殺処分となった場合、代替家畜を飼養するために要する飼料代や人件費等再生産に必要な費用を補償する「再生産費用補償保険」を損保業界で初めて開発し、本日から販売を開始しました。

損保ジャパン日本興亜は、本保険を畜産事業を支援する地域金融機関ルートや生産者団体を通じて畜産事業法人に販売することで、日本の畜産業の事業継続を支援していきます。

### 1. 開発の背景

政府は「日本再興戦略」として、農業を再生し成長産業への転換を進める方針を掲げており、生産現場の強化に取り組んでいます。農業のうち、畜産業は、2010年に南九州で発生し、大きな経済的・社会的影響を及ぼした口蹄疫などの海外由来の悪性伝染病の発生リスクにさらされており、グローバル化の進行によるヒト・モノの流れが増加するなかで、そのリスクは今後さらに高まっていく可能性があります。また、昨今の気候変動による自然災害の発生なども畜産経営にとって潜在的なリスクになっています。

畜産事業においては、家畜共済や家畜防疫互助基金など、経営安定のためのセーフティネットが整備されていますが、伝染病により飼養家畜が殺処分命令を受けた場合や自然災害の発生により死亡した場合、経営が正常化するまでの再生産費用（事業継続のための飼料代、人件費等）を補償する制度がありませんでした。

そこで、代替家畜の出荷などにより事業者の収入が得られるまでに必要な再生産費用の一部を補うため、本保険を開発しました。

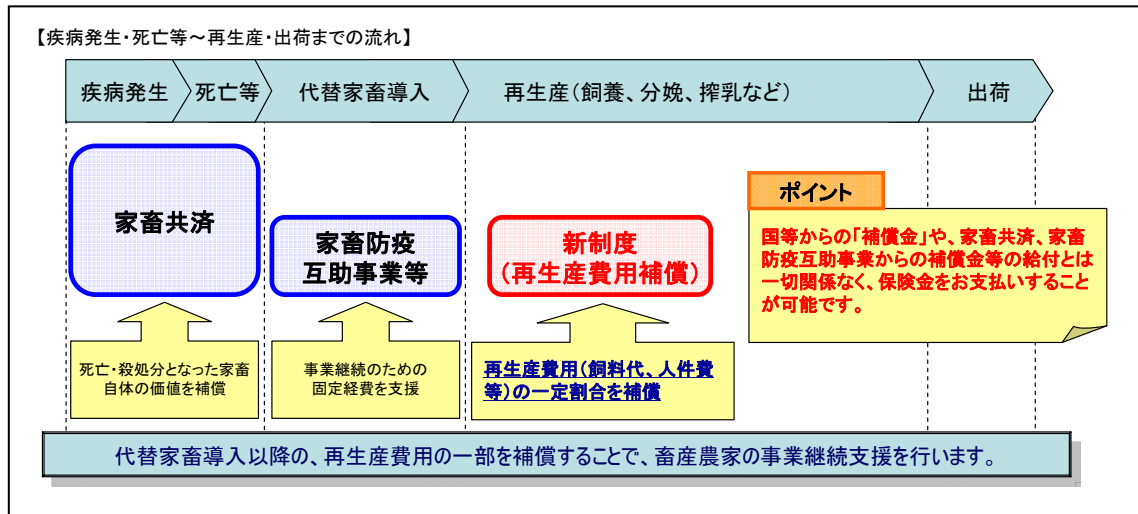
### 2. 「再生産費用補償保険」の内容

#### （1）補償内容

以下の事由により、畜産事業者の飼養家畜が死亡、廃用または行政から殺処分命令を受けた場合に、飼養家畜1頭あたりあらかじめ定めた保険金<sup>(※)</sup>をお支払いします。

- ①火災、自然災害（地震は除く）
- ②牛・豚固有の家畜伝染病予防法に規定されている監視伝染病（法定伝染病および届出伝染病）の罹患
- ③輸送中の輸送用具の衝突・転覆
- ④その他畜種に応じた拡張補償
  - ・肥育牛：牛白血病の罹患による全部廃棄処分損害
  - ・哺乳子豚：PED（流行性下痢）の罹患死亡

※畜種別に再生産費用（飼料代、人件費等）の30%～50%で定めます。



(2) 対象家畜

- ①牛：乳用牛、肥育牛（肉牛）、繁殖牛
- ②豚：繁殖雌豚、肥育豚

※経営体単位で全頭一括加入いただきます。

(3) 保険期間

1年間

3. 今後の展開

損保ジャパン日本興亜は、今後グローバル競争が加速し、経営のリスクマネジメントが一層重要度を増す日本の畜産・農業マーケットの発展・安定に貢献するため、今後も新たな保険商品・サービスの研究開発を進めていきます。

以上